

平成25年1月24日

熊本県 暮らしの安全推進課 御中

郵便番号 105-0003
住 所 東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏 名 社団法人電気通信事業者協会
電話番号 (03)3502-0991

熊本県青少年健全育成条例の一部改正(案)についての意見

「熊本県青少年健全育成条例の一部改正(案)」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者(以下、「携帯電話事業者等」といいます。)の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

<1 改正の趣旨について>

改正の趣旨に示されている「インターネット上には、少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な情報が流通しており、少年が携帯電話インターネット接続サービスを受けることにより、これらの情報に接する機会が生じています。また、インターネットを不適切に利用することにより、犯罪に巻き込まれる事件が発生しています。」がどのような情報によるどのような事件の危険性を指しているのか明確化をお願いいたします。貴県の想定している事件が、見ず知らずの他者とのコミュニケーションに起因する福祉犯罪等の被害であれば、そのような被害を防ぐためには、青少年におけるインターネットを適切に活用する能力(リテラシー)の習得を目指した取り組みを推進することが必要です。

フィルタリングサービスは、青少年有害情報の閲覧リスク軽減に有効な手段ではありますが十分ではありません。本改正条例案にあるような携帯電話契約時の説明強化等の一時的な取り組みだけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発も必要と考えます。そのためにも、啓発の場に保護者等の積極的参加を促す仕組みを取り入れる必要があると考えます。

<2 改正の内容 (1)携帯電話事業者の義務等 ① 説明義務等及び、②書面の保存義務について>

携帯電話事業者等は、現在も携帯電話の利用者が青少年であるかどうか確認すると共に、携帯電話インターネットの利用により青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずる可能性があること等を書面にて説明しております。その際、事業者によっては自社のフィルタリングサービ

スの説明もあわせて行うことから、独自の書面を用いるなど、各事業者工夫した対応をとっております。したがって、説明書交付義務の追加にあたっては、交付する説明書の様式を規定することなく、各事業者が現在説明に用いている書面をもって要件を満たすこととしていただきたいと考えます。また、携帯電話事業者等は他の自治体において既に施行された条例に倣い運用を開始していることから、当該書面の保存方法についても各事業者が現在行っている運用をもって要件を満たすこととしていただきたいと考えます。

また、携帯電話事業者等は、既に自主的に無線 LAN 経由でのインターネット接続時におけるフィルタリングサービス(以下、「無線 LAN フィルタリング」といいます。)の説明・推奨等を店頭で実施していることから条例化が不要であること、加えて、そもそも法制度上においては、次のとおり無線 LAN フィルタリングにかかる説明義務は携帯電話事業者等には課せられていないことから、本件に関する条例化は不適切であると考えます。

無線 LAN フィルタリングに係る義務については、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。)第 18 条において、利用者からフィルタリングの利用希望がある場合の提供(紹介を含む)義務がインターネット接続役務提供事業者に対して規定されているのみであり、そのサービス内容にかかる能動的な説明義務までは課されておりません。携帯電話事業者等においては、青少年インターネット環境整備法第 17 条にて携帯電話インターネット接続役務にかかるフィルタリングサービスの提供義務のみが課されており、無線 LAN フィルタリングにかかる説明及び提供義務はありません(携帯電話事業者等が無線 LAN 経由でのインターネット接続役務も提供している場合には、青少年インターネット環境整備法第 18 条に基づき同役務の提供事業者として説明を行います)。

このように、提供する役務に応じた義務が各役務提供事業者毎に法にて規定されている中で、本改正条例案では、無線 LAN 経由でのインターネット接続役務を提供している電気通信事業者等に課せられるべき提供及び説明義務を、携帯電話事業者等に課しており、携帯電話事業者等が説明すべき範疇を超えた過重な責任を課すものとなっております。携帯電話事業者等に対して無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する説明を努力義務とはいえ条例化することは、法の規定内容から逸脱することともなるため、無線 LAN 経由でのインターネット接続に関する注意事項の説明は携帯電話事業者等の自主的努力に期待するに留めていただき、本件の条例化については見直しを強く要望いたします。

<2 改正の内容 (2)保護者の義務等 ②フィルタリングを利用しない場合の書面提出義務について>

携帯電話事業者等は、他の自治体において施行された条例に倣い、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨を申し出る際にその理由を書面にて提出いただく等の運用を既に行っております。したがって、貴県においても、書面の様式を定めて保護者に二重の申告を強いることのないようご配慮いただきたく存じます。また、申出書が提出されない場合においても、電

気通信事業者は電気通信事業法第 121 条に規定されております役務提供義務の観点により、役務提供の拒否を行うことはできません。解除申出書の運用と、電気通信事業法との整合性等もご考慮いただき、今後も意見交換を通じて関係法令と齟齬が生じないようご配慮いただけますようお願い致します。

<その他>

青少年の健全育成には、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体の協力が重要であると認識しております。私ども携帯電話事業者等及び教育関係団体等の民間団体では、自主的取り組みとして、青少年のインターネット利用状況やフィルタリングサービスの普及状況等を踏まえつつ、フィルタリングサービスの必要性についてご理解いただけるよう、継続して様々な施策を実施しているところであり、情報モラル教育についても、引き続き各事業者における携帯電話教室の開催等により協力して参る所存です。官民で協力して青少年の健全育成を促進すべく、貴県におかれましては、このような民間の自主的な取り組みをご支援いただくとともに、貴県としても保護者および青少年の方々への更なるリテラシー教育・啓発活動の推進をお願いいたします。

以 上